2025年5月30日

各　位

会 社 名:東京エレクトロン株式会社
代表者名:代表取締役社長　河合　利樹
（コード番号: 8035　東証プライム市場）
問合せ先:コーポレートガバナンス部長　真藤　誠
（ＴＥＬ　03－5561－7000）

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社のガバナンス及び取締役会の実効性をさらに高めるため、2025年3月期の活動を振り返り、当社取締役会の実効性に関する討議、評価を実施いたしました。その結果の概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

１．実効性評価の実施方法

(1) 評価対象

取締役会全体（指名、報酬委員会の活動内容も含む）

(2) 評価方法

アンケートの実施・集計、個別インタビューの実施、及びそれらの結果に基づく分析については、専門的な知見を持つ外部専門家である第三者機関の支援を受け、その分析結果を参考に取締役会における審議を重ね、包括的に自己評価を実施しました。

評価に関する具体的なプロセスは以下のとおりです。

① 外部専門家との事前討議

取締役会議長及び取締役会事務局が、外部専門家と問題意識、現状と課題などについて個別に討議をおこなった。

② アンケート及び個別インタビュー

取締役・監査役・コーポレートオフィサー全員（合計18名）に対して、質問票によるアンケートを実施し、また、その結果を踏まえ、外部専門家が取締役・監査役・コーポレートオフィサー全員と個別インタビューを実施した。アンケート及び個別インタビューとその分析結果については、外部専門家から報告書の提出を受けた。

③ 結果報告

報告書を踏まえ、外部専門家同席のもとで社外役員による意見交換会を実施した後、4月30日開催の取締役会において、外部専門家から分析結果の報告を受け、討議をおこなった。

④ 自己評価及び開示内容の決定

5月9日開催の取締役会において、取締役会メンバーによる討議及び自己評価をおこなった後、5月30日開催の取締役会において審議のうえ、開示内容を決議した。

(3) 評価項目

主たる評価項目は、以下のとおりです。

- 全体評価
- 取締役会の構成
- 取締役会の事前準備
- 取締役会の運営
- 取締役会での審議
- 指名委員会、報酬委員会の役割、運営状況
- 監査役の役割
- コーポレートオフィサー制度

2．2024 年 3 月期の実効性評価における課題への対応状況

2024 年 3 月期の実効性評価において課題と認識された各項目に関する対応状況は下記のとおりであり、具体的な施策に基づく改善が進んでおります。

課題	対応状況
（取締役会の機能と役割） ・ 持続的な成長という将来展望から逆算し、中長期視点での当社のありたい姿を取締役会及びオフサイトミーティングで共有し、取締役会が果たすべき機能・役割やガバナンス体制の在り方について継続的に議論していく。 ・ 当社の企業価値向上につなげていく観点から、今後も取締役会のアジェンダ設定を適切におこない、中長期の成長戦略に対する目線合わせと戦略的な議論のさらなる充実を図る。	・ 2025 年 3 月開催のオフサイトミーティングで、取締役会及びコーポレートオフィサーズ・ミーティングのありたい姿、並びに取締役会と執行の役割等に関して討議を実施した。 ・ 原則、毎回の取締役会において、CEO より事業環境や中長期的な戦略の方向性について報告、討議を実施した。 ・ オフサイトミーティング（年 2 回）では、中長期の技術トレンドや開発戦略、競合分析等について執行より報告、討議を実施した。 ・ 取締役会から執行側への更なる権限委譲を進めるべく、取締役会及びコーポレートオフィサーズ・ミーティングの付議基準の見直しを実施した。（2025 年 5 月より施行）
（執行体制のさらなる強化と後継者計画の加速） ・ 従来のコーポレートオフィサーが本部長を兼務する体制を改め、新たにディビジョンオフィサー制度を導入する。これにより、CEO と視座を共にするコーポレートオフィサーはより高度な経営課題に注力するとともに、次世代経営人材を中心に構成されるディビジョンオフィサーが各本部の業務執行を統括する体制とする。	・ コーポレートオフィサーズ・ミーティング（2025 年 3 月期：21 回開催）を通じて、重要な経営課題に対する意思決定と戦略に関する議論を実施した。 ・ 新たにディビジョンオフィサー制度を導入し、各本部を統括するディビジョンオフィサーと CEO によるディビジョンオフィサーズ・ミーティング（2025 年 3 月期：7 回開催）を通じて、各本部における重要テーマや将来に向けた変革と進化について議論を実施した。 ・ 次世代経営幹部人材に対する外部アセスメントを実施した。

３．2025 年 3 月期の実効性に関する評価

当社取締役会は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに規定する「経営戦略及びビジョンを示すこと」「戦略的な方向性を踏まえた重要な業務執行の決定をおこなうこと」「自由闊達で建設的な議論をおこなうこと」といった取締役会の役割・責務を、総じて高い実効性を担保しながら適切に果たしており、指名委員会・報酬委員会を含め有効に機能していると認識しております。

外部専門家の分析・評価結果においても、新しい取締役会構成の下、実効的に運営されており、外部環境・技術動向を意識した議論がおこなわれていること、また、2024 年 3 月期の課題に対する取り組みも進捗していることが確認されました。加えて、複雑化するリスク環境の中でグローバルな拡大と持続的な成長を実現するために、監督の実効性と執行の実行性を高めるとともに、取締役会の目指す姿に関する本格議論の着手が望まれるとの指摘がなされました。

外部専門家の分析・評価結果を踏まえ、持続的な成長に向けた会社のありたい姿に照らし、取締役会がどのような機能と役割を担うべきかについて継続的に議論していくとともに、執行側においては経営・執行機能のさらなる強化を図っていくことが必要であることを確認しました。

４．実効性評価結果を踏まえた今後の取り組み

当社は、今回の評価結果を踏まえ、以下の事項に取り組み、定期的に進捗をレビューすることで、その実効性をさらに高めてまいります。

（取締役会の機能と役割）

- 会社の成長・将来の姿に応じた取締役会の役割・目指す姿について、監督・執行間で目線合わせをおこなう。
- 当社のガバナンス体制について、機関設計を含め継続的な議論をさらに深化させる。

（執行体制）

- 執行人材の後継者計画の取り組みを加速する。
- コーポレートオフィサー制度の総括をおこない、今後の執行体制の在り方を検討する。

以上